

千代川ごみマップ

平成24年3月版
(H23. 4~H24. 3)

河川法(施行令第16条の4)
罰則 3ヶ月以下の懲役、または20万円以下の罰金
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第5条)(第16条)
罰則 5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの両方

ゴミに関する法律

左岸	右岸	区分
●	●	家庭ゴミ (紙くず、空缶、衣類、プラスチック、雑誌等)
●	●	粗大ゴミ (家具、バック、古タイヤ、ホイール等)
●	●	レジャーゴミ (弁当空箱、空缶、ペットボトル、花火等)
●	●	家電 (テレビ、CDデッキ、電子レンジ等)
○	○	漂着ゴミ、流出ゴミ (上流や水路から流れてきたもの)

河川巡視で確認した
ゴミ投案件数 **43件**

ゴミを捨てると
法律で罰せら
れます

**あなたの捨てたゴミは
罰となって
あなたの元へ 帰ります**

国土交通省 鳥取河川国道事務所
連絡先 千代水出張所 0857-28-6229
河原出張所 0858-85-0517

国管理区間のゴミ処理費用
約250万円 (年間)

不法投棄の多い
区域の重点監視を
実施します

千代水出張所の管轄は、千代水源太橋より下流、新袋川、袋川です
河原出張所の管轄は、千代水源太橋より上流、八東川です

注) 河川の上流から河口に向かい、左側の河岸が「左岸」、右側の河岸が「右岸」です

